

(平成21年12月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年10月から3年9月までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月1日から13年10月1日まで

私は、昭和49年5月から平成15年3月まで、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していた。申立期間について、私の保管している支払明細書に記載された給与の総支給額と社会保険庁に記録されている標準報酬月額は大きく異なっているので、総支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額が社会保険庁の標準報酬月額の記録を上回る場合に訂正の対象となる。

申立人が提出した申立期間に係るほぼすべての支払明細書に記載された支給合計額（報酬月額）と、社会保険庁に記録されている申立期間の標準報酬月額を比較すると、申立人の標準報酬月額は、実際に支給されていた支給合計額（報酬月額）よりも2万円から19万円程度低く記録されていることが確認で

きる。

また、申立期間のうち、平成2年10月から3年9月までの期間については、申立人が保管している当該期間に係る支払明細書によると、控除された厚生年金保険料額が社会保険事務所に記録されている標準報酬月額（22万円）に見合う額ではなく、24万円の標準報酬月額に見合う保険料額であることが確認でき、この標準報酬月額は、支給合計額（報酬月額）と同額もしくは低額であることも確認できることから、当該期間の申立人の標準報酬月額は24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人保管の支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額と社会保険事務所に記録された標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額が、平成2年10月から3年9月までの期間において一致しないこと及び申立てに係る事業所における複数の同僚についても、当該同僚の支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額と社会保険事務所に記録された標準報酬月額が一致しないことから、事業主は、支払明細書で確認できる保険料控除額から推定される報酬月額を届け出していないものと推認され、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成2年10月から3年9月までの期間を除く期間の支払明細書で確認できる厚生年金保険料の控除額については、社会保険庁の記録における標準報酬月額に見合う保険料額と一致し、実際の支給合計額（報酬月額）に見合う保険料額ではないことが確認できる。

また、当該期間のうち、支払明細書等により確認できない期間についても、上述の事情を踏まえると、実際の支給合計額（報酬月額）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

このことから、当該期間は特例法に基づく記録訂正の対象とはならない。

このほか、申立人の当該期間に係る社会保険事務所の記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和51年12月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円にすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月16日から52年1月16日まで
私は、昭和50年4月21日から現在まで、一度も退職することなくA社に勤務している。

社会保険庁の記録によると、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

申立期間については、転勤した時期ではあったが離職した覚えは無く、継続して勤務していたことは間違いないので厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した在職証明書、労働者名簿及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が、昭和50年4月21日から現在まで、継続して同社に勤務していることが確認できるとともに、労働者名簿により、申立人はA社C事務所から同社B支社へ51年12月16日付けで転勤していることが確認できる。

また、A社は、「当社B支社から提出された資格取得届は誤りで、資格取得日は、昭和52年1月16日ではなく51年12月16日が正しく、この間も厚生年金保険料を控除しないことは無い。」と回答していることから、申立人は昭和51年12月16日付けで同社C事務所から同社B支社に転勤し、申立期間に

係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における資格取得時の社会保険庁の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

加えて、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、A社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び資格取得確認通知書により、申立人のA社C事務所の資格喪失日が昭和51年12月16日と、同社B支社での資格取得日が52年1月16日と記載されていることが確認できることから、事業主が同日付けの資格取得日を届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る51年12月分の厚生年金保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月から 32 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 31 年 3 月に中学校を卒業し、同年 4 月から A 社に勤務したが、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の資格取得日が 32 年 1 月 1 日となっている。

申立期間についても給与から厚生年金保険料を控除されていると思うので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、一緒に赴任したと供述している同僚二人及び同期の同僚一人は、「申立人は、昭和 31 年 4 月から A 社に在籍していた。」と供述していることから、申立人は、正確な就職日は特定できないものの、同年 4 月から A 社に在籍していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同じ昭和 31 年 4 月に入社したとする同僚 7 人（申立人と中学校卒業が同期の 6 人及び申立人より一学年早く卒業した 1 人）の厚生年金保険の資格取得日が、申立人と同じ 32 年 1 月 1 日であることが確認できる上、当該同僚のうち聴取可能な者からも申立期間について保険料控除があった旨の供述は得られない。

また、中学校卒業者で、入社が申立人の前後の年度となる同僚の厚生年金保険の資格取得日も入社した月と思われる 4 月ではなく、数か月経過した日付であることが確認でき、A 社では、中学校卒業後に入社した者については

入社と同時に厚生年金保険に加入させずに、試用期間経過後に加入させていたものと推認される。

さらに、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票では、昭和32年1月1日を資格取得日として同年2月12日に、申立人及び前述の同僚7人全員の厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されていることが確認できる。

加えて、A社では、「申立人の申立期間における人事記録、給与台帳等の資料は残っておらず、当社における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び控除状況等については不明である。」としており、担当者の供述も得られないため、申立ての事実を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月 1 日から 44 年 3 月 31 日まで

私は、申立期間はA事業所に勤めていたが、ねんきん特別便で当時の厚生年金保険の記録が無いことが分かった。

当時は子供も生まれていたため、健康保険証を使ったはずであり、一緒に勤めていた私の妻や同僚には記録があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた当時の事業主及び同僚等の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において、A事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間中、A事業所において厚生年金保険の被保険者であったことを示す申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いなど、申立人が申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人及び元事業主は、「当該事業所には申立期間当時、常時6人くらいの従業員が在籍していた。」と供述しているが、社会保険庁のオンライン記録によると、当該事業所が新規に適用事業所になった日（昭和40年6月7日）には6人の被保険者が在籍していたことが確認できるものの、約半年後からは2人若しくは3人の在籍しか確認できず、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（45年9月18日）には1人となっていることが確認できる上、

A事業所における従業員の厚生年金保険加入記録を見ると、申立人が、当該事業所に在籍していたとして名前を挙げている申立人の妻の妹は、当該事業所での加入記録が無く、また、申立人が名前を挙げた二人の同僚はそれぞれ申立期間のうちの2か月間及び申立期間前の2か月間、厚生年金保険被保険者記録が確認できるのみであり、当該同僚からも被保険者ではなかった期間に係る保険料控除があった旨の供述は得られないことから、当該事業所では、従業員の一部（又は一部の期間）しか厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所は昭和62年4月にB事業所に商号を変更しており、現在の事業主は、「申立人の申立期間における資料は残っておらず、厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除状況等については不明である。」としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。